

# 平成 28 年度 厚生労働省 主な税制改正要望

\*印を付している項目は他省庁と共同要望をしている項目

## 健康・医療

### ○ セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設 〔所得税、個人住民税〕

セルフメディケーションの推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、要指導医薬品及び一般用医薬品を年間1万円以上購入した世帯に対して、その購入費用を対象とする所得控除制度を創設する。

### ○ セルフメディケーション推進に資する薬局に係る税制措置の創設 〔不動産取得税〕

セルフメディケーションの推進に関し、国民が気軽に健康相談等を行うことができる環境を整えるため、充実した健康相談等の体制や設備などを有する薬局のうち、中小企業者が開設するものに係る不動産についての不動産取得税の軽減措置を創設する。

### ○ 個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設 〔所得税、個人住民税〕

健康増進や疾病予防などの自助努力を促進し、がんを含む生活習慣病等の予防及びこれによる医療費適正化を図る観点から、市町村や医療保険者等が行うがん検診、特定健診、予防接種、人間ドックなどに要する費用を対象とする所得控除制度を創設する。

### \* ○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等 〔たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税〕

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、以下の措置を講ずる。

- ① たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。
- ② かぎ用の製造たばこ等に関して、課税の換算方法を見直す。

### ○ 地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設 〔所得税、個人住民税〕

地域における医師確保の取組を更に推進するため、地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益について、非課税とする措置を創設する。

## **○ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討**

〔消費税、地方消費税〕

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、個々の診療報酬項目に含まれる仕入れ税額相当分を「見える化」することなどにより実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

## **○ 医療機関の設備投資に関する特例措置の創設**

〔所得税、法人税 等〕

人口構造の変化に応じ、質が高く効率的な医療を提供するため、地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携、医療分野におけるICT化の推進、医療従事者の勤務環境の改善、環境問題や非常時への対応などに資する固定資産を医療機関が取得した場合に、特別償却又は税額控除を認める措置を創設する。

## **子ども・子育て**

### **\* ○ 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設**

〔所得税、個人住民税〕

仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する等の観点から、ベビーシッターの利用等の子育て支援に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる。

### **○ ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置**

〔所得税、個人住民税 等〕

ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

## **介護・社会福祉**

### **\* ○ サービス付き高齢者向け住宅に係る割増償却の延長**

〔所得税、法人税〕

サービス付き高齢者向け住宅の取得等に係る割増償却措置について、医療・介護施設の併設要件を追加した上で、その適用期限を2年延長する。

## 就労促進等

### ○ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長

〔所得税、法人税、法人住民税〕

積極的に雇用を創出し、安定的かつ継続的な雇用を促進するため、雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の措置について、雇用の質を高める観点からの見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。

### ○ 職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大

〔所得税、個人住民税〕

職業生活設計に基づく職業能力開発を推進し、能力を有効に発揮できるようにするため、セルフ・キャリアドック(仮称)等のキャリアコンサルティングに要する費用を特定支出控除の対象とする。

### ○ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

障害者の雇用の機会を拡大し、その雇用を維持する観点から、障害者を多数雇用する事業主が取得した機械、設備等に係る割増償却制度について、その適用期限を2年延長する。

## 年金

### \* ○ 確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置

〔所得税、法人税 等〕

確定給付企業年金について、安定的な財政運営ができる環境の整備や、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組み(いわゆるハイブリッド型制度)を実施可能とするため、将来の財政悪化を想定した計画的な掛金拠出の仕組みを導入すること等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

## 生活衛生

### ○ 交際費課税の特例措置の延長

〔法人税、法人住民税、事業税〕

飲食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、交際費課税の特例措置について、その適用期限を2年延長する。